

富山県  
ヤングケアラー支援ガイドライン

富山県厚生部こども家庭室

令和6年3月

# 目次

〇はじめに	1
1. ヤングケアラーとは	
1-1 ヤングケアラーの定義	2
1-2 ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利	3
1-3 家庭内での役割がこどもにもたらす影響	4
1-4 ヤングケアラー支援の必要性	5
2. 現状と課題	
2-1 本県におけるヤングケアラーの実態について	6
2-2 本県におけるヤングケアラー支援の課題	12
3. ヤングケアラーの把握、支援の方法	
3-1 ヤングケアラー支援の流れ	13
3-2 ヤングケアラーに気づく	17
3-3 本人や家族の意思確認	21
3-4 アセスメント・多機関連携の必要性の判断	23
3-5 関係機関への連絡・連携	24
3-6 支援を行う機関・部署や役割分担の明確化	27
3-7 課題の共有・支援計画の検討	29
3-8 見守り・モニタリング	31
3-9 ヤングケアラー相談窓口	32
4. 参考資料	
4-1 ヤングケアラーに関するアセスメントシート（例）	34
4-2 ヤングケアラーやその家族への主な支援制度・サービスの例	40
4-3 支援事例	42
4-4 参考文献等	48

## 〇はじめに

### 【ヤングケアラーの背景・課題】

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者であるヤングケアラーが社会的に注目されています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、社会的認知度も十分ではないため、周囲の大人だけでなく、こどもやその家族でさえもヤングケアラーであるという認識がないケースが多くあります。こどもの年齢や成長の度合いに見合わない重いケアの責任や負担は、こどもの育ちや将来に大きな影響をもたらす可能性があります。

また、ヤングケアラーの支援者となる学校、福祉、介護、医療等の関係機関においてもヤングケアラーに対する認識が十分でない場合が多く、対応が遅れがちである点も指摘されています。

このため、ヤングケアラーに早期に気づき、適切な支援につなげることが社会的な課題となっています。

### 【国及び本県の状況】

国では、令和2年度及び令和3年度に、こども（小学6年生、中学2年生、高校2年生、大学3年生）を対象としたヤングケアラーの全国調査を実施しました。世話をしている家族が「いる」と回答したこどもが、小学6年生で6.5%（およそ15人に1人）、中学2年生で5.7%（およそ17人に1人）、高校2年生で4.1%（およそ24人に1人）、大学3年生で6.2%いることが明らかとなりました。

また、本県でも、令和4年9月から10月にかけて、県内の中学2年生、高校2年生を対象としてヤングケアラーに関する実態調査を行いました。世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で5.5%（およそ18人に1人）、高校2年生で4.2%（およそ24人に1人）と、全国調査の結果とほぼ同様の結果となりました。

こうしたこどものうち、「誰かに相談したことがない」と回答したのは中学2年生では72.1%、高校2年生では52.4%という結果になっており、中学2年生では約7割、高校2年生では約5割の生徒が誰にも相談できていない状況がうかがえるほか、「自分の時間がとれない」「宿題や勉強をする時間がとれない」といった課題も見えてきました。

### 【ガイドライン作成にあたっての趣旨・目的】

本ガイドラインは、ヤングケアラー及びその家族への支援を推進するため、ヤングケアラーに関する理解促進、関係者及び関係機関の気づきや、連携した適切な支援のための共通認識を図ることを目的としています。

関係の皆様には、ヤングケアラーに寄り添い、支援を進めるため、本ガイドラインを活用いただけると幸いです。

# 1. ヤングケアラーとは

## 1-1 ヤングケアラーの定義

「ヤングケアラー」について、こども家庭庁では、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」とされています。

また、改正子ども・若者育成支援推進法案では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が、国や地方公共団体等が支援に努める対象として明記されるなど、ヤングケアラーの支援に向けた取り組みが少しずつ広がっています。

一方で、ヤングケアラーごとにケアによる精神的、肉体的な負担感は異なり、周囲からはヤングケアラーの置かれている状況がわからないことも多いため、ヤングケアラーや家族の話を丁寧に聴いて、支援が必要かどうか判断することが重要です。

加えて、こどもの時期だけでなく、若者になってからもケアが続く場合があることから、途中で支援が途切れることのないよう、若者ケアラーまで切れ目のない支援を行い、こどもたちの将来の可能性を広げる（狭めない）ことが必要です。10歳代後半の若者ケアラーにおいては、進学や就職等、若者ケアラーならではの課題もあります。成長し、年齢が上がったからといって区切りをつけるのではなく、若者ケアラーの支援についても本ガイドラインをご活用ください。

### 【図表1 ヤングケアラーが行っていることの例】

ヤングケアラーとは、例えばこんなこどもたちです。



出所：こども家庭庁（ヤングケアラーについて | こども家庭庁 (cfa.go.jp)）

上記は一例であり、具体例としては以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに該当すると考えられます。

- 疾病、難病等のある親の代わりに料理、掃除などの家事を行っている。
- 知的障害や発達障害があるきょうだいの着替えの手伝いや外出の付き添いなどを行っている。
- きょうだいの放課後児童クラブ、保育所等の送り迎えをしている。
- 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母の入浴やトイレの介助をしている。
- 精神疾患があつたり、アルコール、ギャンブル等に依存している親から長時間話を聞くなど、感情面のサポートをしている。

## 1-2 ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利を定めたものとして、国際連合が定める「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」があります。支援が必要なヤングケアラーと思われるこどもに気づくためには、こどもの権利条約に定められたこどもの権利が侵害されている可能性はないかという視点が重要です。権利の侵害までには至らなくとも、兆候を感じた場合は、そのこどもがケアしている家族の状況をよく確認し、こどもの気持ちにも気を配りましょう。

### 【こどもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利】

#### 第3条 こどもに最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

#### 第6条 生きる権利、育つ権利

すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

#### 第12条 意見を表す権利

こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

#### 第13条 表現の自由

こどもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

#### 第24条 健康・医療への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもつ

ています。

#### **第26条 社会保障を受ける権利**

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

#### **第27条 生活水準の確保**

こどもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

#### **第28条 教育を受ける権利**

こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

#### **第31条 休み、遊ぶ権利**

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

#### **第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護**

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

#### **第36条 あらゆる搾取からの保護**

国は、どんなかたちでも、こどもの幸せをうばって利益を得るようなことからこどもを守らなければなりません。

上記の権利の中でも、特にヤングケアラーと関係の深い権利としては、第28条の教育を受ける権利や第31条の休み・遊ぶ権利があげられます。こどもがこどもらしい生活を送れているかどうか、しっかりと見ていく必要があります。

### **1-3 家庭内での役割がこどもにもたらす影響**

#### **(1) こどもがケアを担う理由**

親の就労時間の増加や世帯人数の減少、家庭の経済状況の悪化などの状況下で、家族の病気や障害、介護等によりケアが必要にも関わらず、親族のサポートや公的サービス、インフォーマルサービス等を十分に受けることができない場合に、こどもが家族のケアを担わなければならない状況が発生することが考えられます。一度この状態になってしまうと、こどもはケアを担い続けざるを得ない状態となってしまいます。

## (2) こどもの将来への影響

こどもが果たす家庭内での役割（家族のケア、お手伝いの範囲や程度）は様々ですが、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは、家族の絆を深め、こどもの思いやりや責任感を育むなどのよい側面が存在します。

一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない過度な負担（例えば、重い責任や精神的な苦しさを伴うもの、長時間・長期間に渡るもの、排泄や入浴の介助など、同年代のこどもたちが行っていないであろう内容のものなど）が続くと、こどもの心身の健康に影響をもたらす可能性があります。また、ヤングケアラーのこどもは、ケアを日常的に行うことにより、学校に行けない、宿題をする時間をつくれな、友達と遊ぶ時間がないなど、学習面での遅れや社会性発達の制限、進学や就労への影響などが出てくる可能性があります。その結果、大人になってから仕事がうまくいかない、友人関係が築けない、周囲を頼れないなど、こどもの将来に大きな影響を及ぼす可能性があります。ケアの内容や量、質など、多方面から見て、過度なケアかどうか確認する必要があります。

### 1-4 ヤングケアラー支援の必要性

前述したとおり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケアは、こどもの思いやりや責任感を育むなど、良い側面が存在します。そのため、家族をお世話すること自体は悪いことではありません。しかし、こども自身の権利を侵害されているこどもについては、こどもらしく生きる権利を回復し、こども自身の持つ能力を最大限発揮できるように支援を行っていくことが必要です。

ヤングケアラーは自分の置かれている状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せなかったりする場合があります、孤立しがちです。周囲の大人が手を差し伸べることで、こどもたちは「自分は一人ではない」と実感することができます。そして、「周りの人が助けてくれた」という経験はこどもたちの将来のために大切なものとなります。

ヤングケアラーの支援にあたっては、ヤングケアラーについてこどもや家族、地域が理解する機会をもつこと、また、ヤングケアラーは、様々な経過・背景により成り立っているため、各関係機関や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場でできることは何かを考えることが大切です。ヤングケアラーに対して「何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はなく、複数の関係機関が連携し、既にある支援を組み合わせることで支援を行っていくことが求められます。

## 2. 現状と課題

### 2-1 本県におけるヤングケアラーの実態について

#### (1) ヤングケアラー（該当すると思われるこどもも含む）の存在、認知度

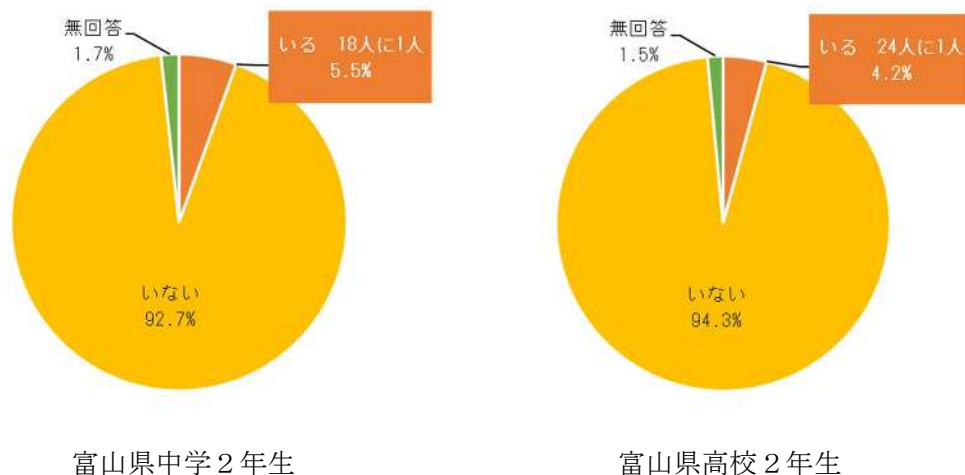
本県では、令和4年9月から10月にかけて、県内の中学2年生、高校2年生を対象として「ヤングケアラーに関する実態調査」を行いました。

そこでは、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で5.5%（およそ18人に1人）、高校2年生で4.2%（およそ24人に1人）という結果が示され、全国調査の結果（中学2年生：5.7%、高校2年生：4.1%）とほぼ同様の結果となっています。

一方で、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答したこどもは、中学2年生で1.5%、高校2年生で1.3%と世話をしている家族が「いる」と回答したこどもの割合と比較して少数となっており、自らがヤングケアラーであることを認識していないこどもが存在する可能性を考慮する必要があります。

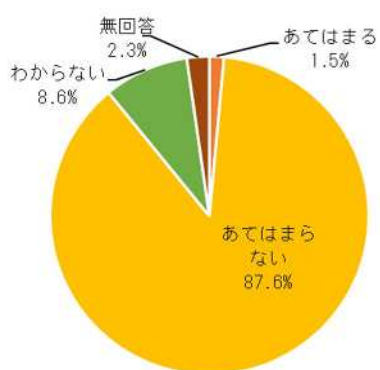
また、本県では、ヤングケアラーについて「聞いたことはない」、「聞いたことがあるが、よくわからない」と回答したこどもは中学2年生で67.8%（全国調査93.0%）、高校2年生で63.5%（全国調査93.7%）にのぼり、約6～7割のこどもが、ヤングケアラーについて認知していない状況がわかりました。

【図表2】世話をしている家族の有無

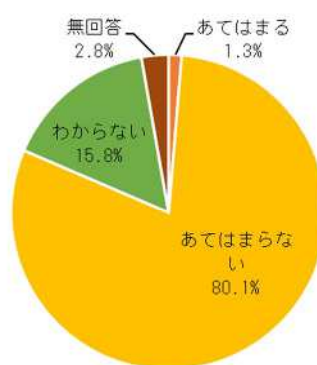




【図表3】 ヤングケアラーの自覚

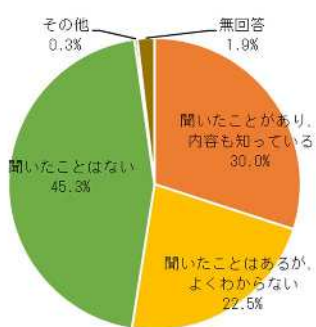


富山県中学2年生

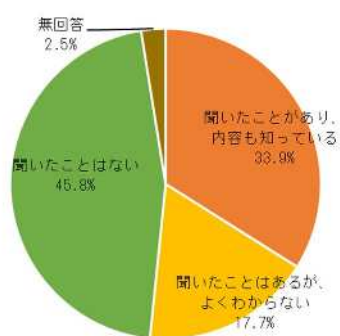


富山県高校2年生

【図表4】 「ヤングケアラー」の認知度



富山県中学2年生



富山県高校2年生

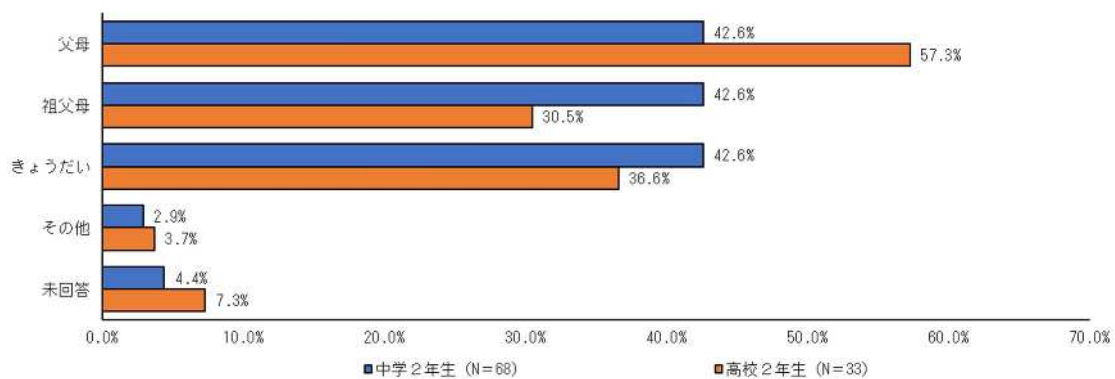
## (2) ケアの状況、家族の状況

世話をしている家族が「いる」と回答したこどものうち、世話をしている対象者は、全国調査の結果（父母：中学2年生 23.5%、高校2年生 29.6%、祖父母：中学2年生 14.7%、高校2年生 22.5%）と比較して、本県は「父母」と「祖父母」の割合が高く（父母：中学2年生 42.6%、高校2年生 57.3%、祖父母：中学2年生 42.6%、高校2年生 30.5%）なっています。

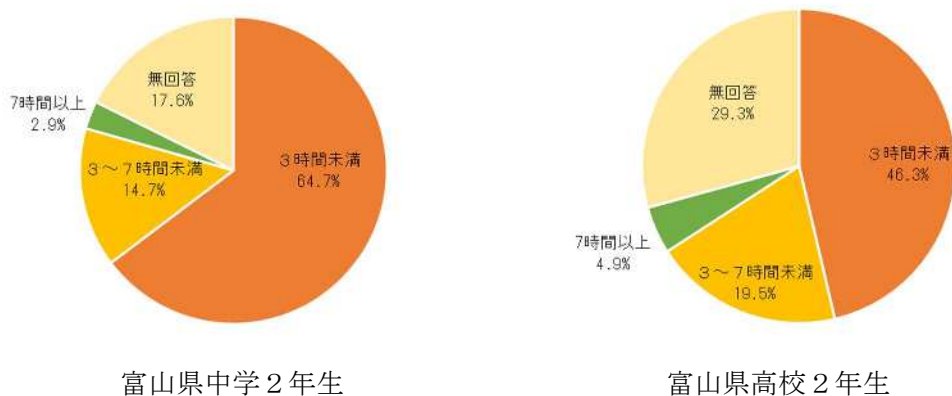
令和2年国勢調査によると、本県は、共働き率が全国4位と高く（富山県 58.3%、全国 51.6%）、父母に世話が必要になった場合、こどもが世話の手助けを行う必要が出てくる可能性があります。また、3世代世帯の割合は近年減少しているものの、全国5位と高く（富山県 10.2%、全国 4.2%）、父母が働いている間、祖父母の世話をこどもが行っていることが考えられます。

また、平日1日あたりに3時間以上世話に時間を費やしているこどもの割合は中学2年生で 17.6%、高校2年生で 24.4%であり、自分の時間が取れない状況がうかがえます。

【図表5】世話をしている家族



【図表6】平日に行う世話の時間（1か月の中で最も長かった日の時間）



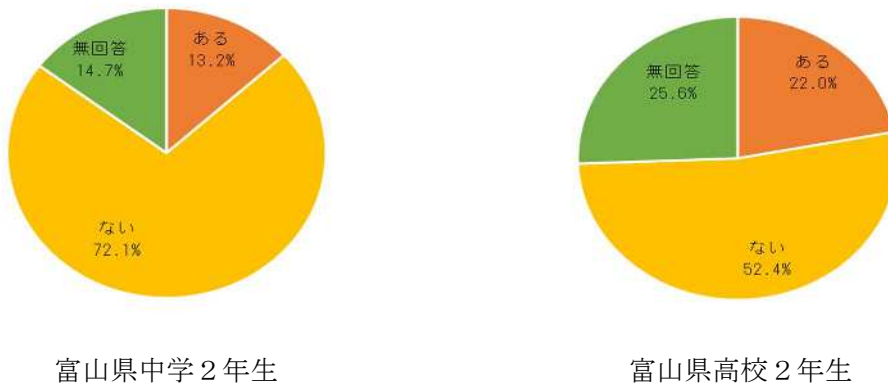
### (3) 相談の経験

こうした子どもたちのうち、「誰かに相談したことがない」の回答が中学2年生では72.1%、高校2年生では52.4%であり、多くの子どもたちが誰にも相談をできていない状況にあります。

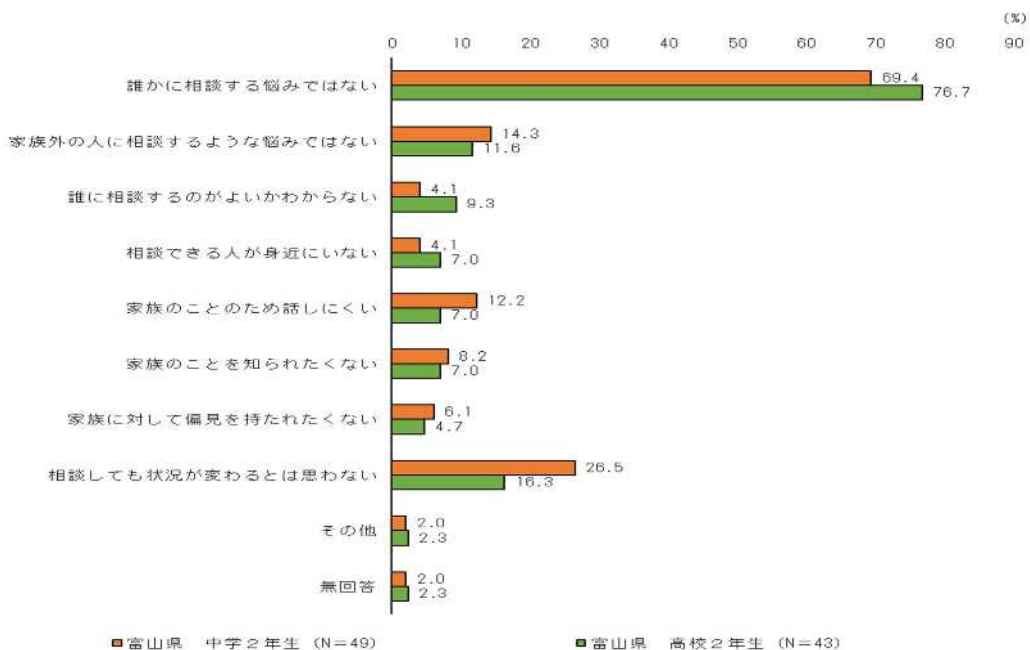
この背景としては、「誰かに相談する悩みではない」、「相談しても状況が変わると思えない」、「家族外の人に相談するような悩みではない」という理由が上位となっています。

結果として、「自分の時間がとれない」、「宿題や勉強をする時間がとれない」といった課題が見えてきました。

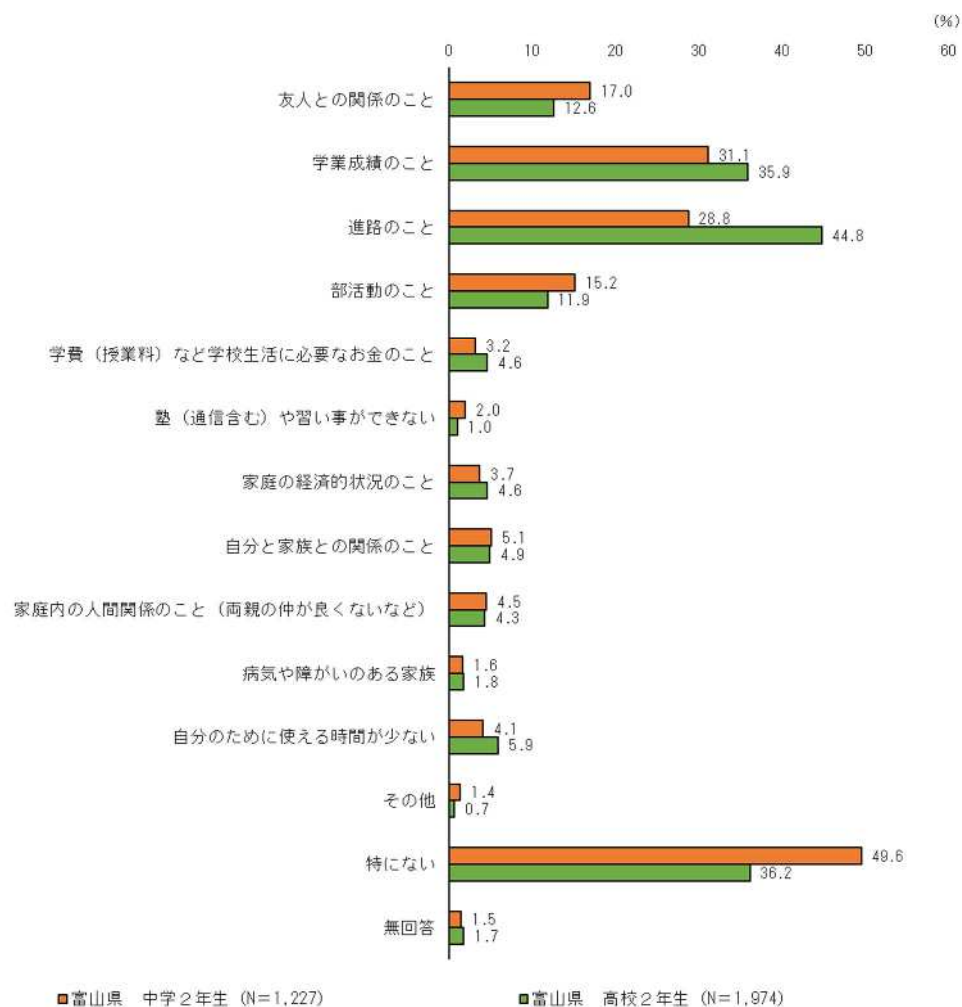
【図表7】世話の悩みを誰かに相談した経験



【図表8】世話の悩みを相談していない理由（複数回答）



【図表 9】世話をしていることでできていないこと（複数回答）

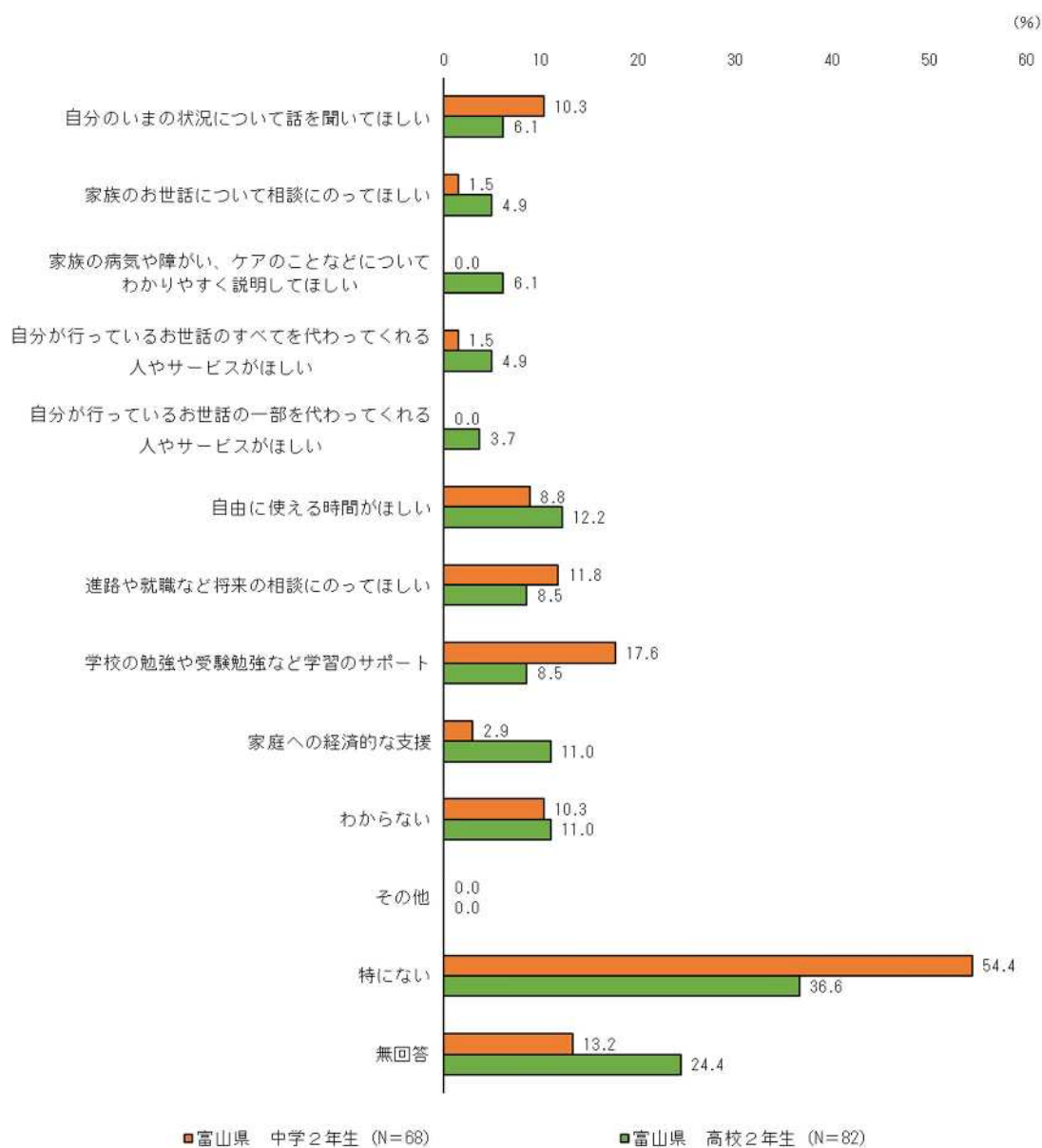


#### （4）こどもが大人に求める支援

学校や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援については、「特にない」の回答が全国と同様、最も多く（中学校2年生：54.4%、高校2年生：36.6%）になっており、大人への期待が低い状況がうかがえます。

次いで中学2年生では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」、高校2年生では「自由に使える時間がほしい」、「家庭への経済的な支援」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」という割合が高くなっています。

【図表 10】 学校や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援  
(複数回答)



【実態調査におけるこどもの声の一例】

- ・言葉自体を知らない人が多いため、学校の授業などで取り扱う場を設けると良いと思う。
- ・学校側の勉強や授業の支援が必要と思う。
- ・ネットでの活動配信をもっと増やしていくこと、相談できる場所や気軽に電話できる場所を増やしてほしい。
- ・もっとヤングケアラーに寄り添ってくれるような社会になってほしい。

## 2-2 本県におけるヤングケアラー支援の課題

実態調査の結果等を踏まえ、本県におけるヤングケアラー支援の課題として、以下のようなものが考えられます。

### (1) ヤングケアラーに関する理解促進

県民のヤングケアラーに対する認知度は高いとは言えず、さらなる周知啓発等を行うことによって、大人、こども双方に対してヤングケアラーについての理解促進を図ることが必要です。

### (2) ヤングケアラーに気づく

1日のうちケアに時間を費やし、自分の時間が取れない状況にあることをこども自身が気づいていなかったり、周囲の大人も気づいていなかったりする場合があります。ヤングケアラーであることに気づき、相談支援、制度やサービスの利用につなげる必要があります。

### (3) ヤングケアラーに関する相談体制の整備、利用促進

ケアの悩みを相談したことがないヤングケアラーが多いため、ヤングケアラーが悩みを相談できる窓口など、相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。また、支援者や地域住民等のヤングケアラーと思われるこどもに気づいた人が相談や情報提供ができる窓口などの環境整備も重要です。

### (4) ヤングケアラーやその家族への支援

ケアを必要とする人が、適切な福祉サービス等を受けることができていないため、こどもがケアを行っていることが想定されます。ケアを必要とする人が適切な福祉サービス等を受けることができるよう、情報提供や支援につなげる必要があります。

### (5) ヤングケアラーに対するピアサポート、レスパイト（休息・息抜き）体制の構築

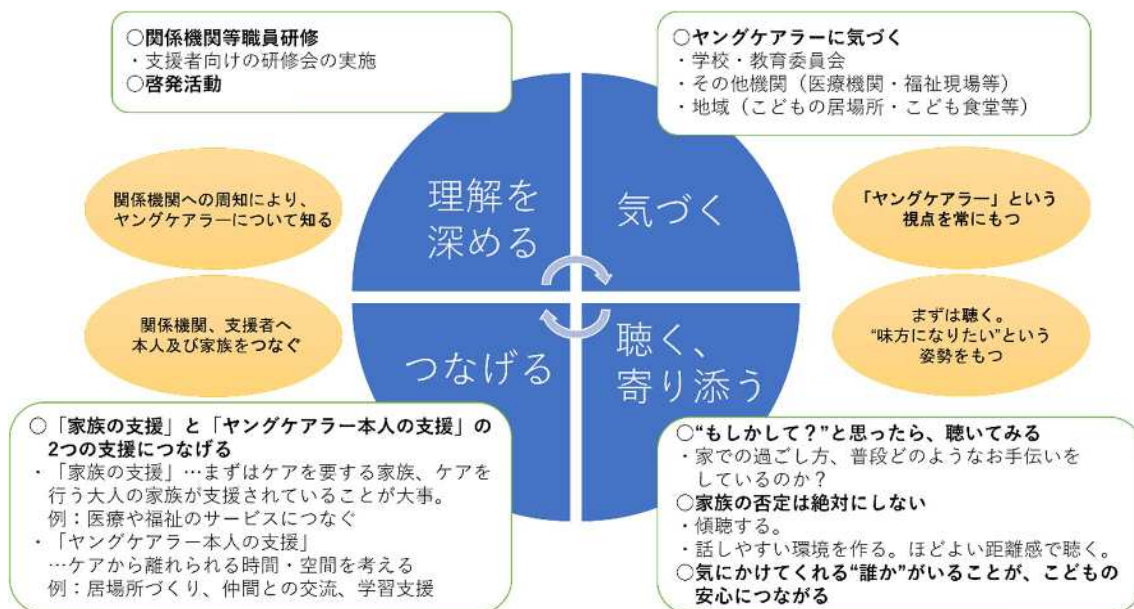
ヤングケアラー同士で互いの悩みを話したり、共感し合える体制やレスパイト体制が構築されていなかったりすることから、同じ悩みを持つヤングケアラーの相互交流などにより、レスパイトにつながる体制の構築が必要です。

## 3. ヤングケアラーの把握、支援の方法

### 3-1 ヤングケアラー支援の流れ

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、表面化しにくく、家族以外が気づくことは容易ではありません。また、子ども自身や家族が「ヤングケアラー」であるという認識がないことも多くあります。子どものSOSだけではなく、普段の様子や生活状況なども踏まえて、支援者がヤングケアラーについて「理解を深め」、その存在に「気づき」、本人から話を「聴き、寄り添い」、必要な支援に「つなげる」ことが重要です。

【図表 11】 ヤングケアラー支援の流れ



#### (1) 理解を深める

ヤングケアラーの支援において、まずは、「理解を深める」ことが重要です。支援関係機関職員向け研修会の実施や啓発活動等により、ヤングケアラーについての認知度向上・理解促進を図る必要があります。

#### (2) 気づく

ヤングケアラーの存在に「気づく」ためには、「ヤングケアラーかもしれない」という視点を常にもつこと、また、「ヤングケアラーがいるかもしれない」という意識を地域に広げていくことが重要です。ヤングケアラーに気づくための一つの目安となるものとして、ケアを担いやすい状況について理

解しておくことが有効です。以下は、その状況の例となるものです。

#### ○ケアを担いやすい状況

- ・祖父母、両親（特に母）がケアを要する
- ・祖父母と同居
- ・ひとり親家庭
- ・家族人数が多い
- ・経済的に余裕がない 等

### (3) 聴く、寄り添う

“もしかしてヤングケアラーなのでは？”と思ったときに、家での過ごし方や普段どのようなお手伝いをしているか等を聴いてみるのが大切です。その際、「最近友達と遊んでる？」「ごはんは食べてる？」「眠れてる？」など、具体的に聴くことが有効です。自身のことを客観的に話すことが難しいこどもは、「大丈夫？」とだけ聴くと「大丈夫」と返答がくることが多いことから、具体的にどのようなお手伝いを、どのように過ごしているのかを聴き、状況（家庭の様子、ケアの状況、困りごと、本当はしたいこと等）を把握することが重要です。

なお、家族の否定は絶対にしてはいけません。周囲の大人が「それはお母さんがすること…」「それは大人の役目…」などと話してしまうと、こどもは「この人は自分のことを理解してくれない」「(家のことを)話すと家族の否定をされる」と思ってしまいます。そのため、まずは“傾聴すること”、“否定をしないこと”が大切です。

また、話しやすい環境をつくることも大切です。こどもは気にかけてくれる「大人」が近くにいるだけでも安心します。寄り添う気持ちを持ち、いつでも相談できることが伝わるように、焦らず、ゆっくりと関係を築いていきましょう。

### (4) つなげる

支援には、「家族の支援」と「ヤングケアラー本人の支援」の2つの支援があります。

「家族の支援」は、ヤングケアラーのケア負担の軽減のために必要な支援であり、例えば、医療や福祉のサービスにつながることがあります。実際のサービスの利用に至らなくても、情報提供だけでも有効であり、まずはケアを要する家族やケアを行う大人の家族が支援されていることが大切です。ヤングケアラーだけでなく、家族全体を支援することは、こどもが「自分だけ支援されるのって…」「家族のことはどうなるのだろう」といった心の不安、負担の軽減にもつながります。

「ヤングケアラー本人の支援」は、こどもがケアを担いながらも、健康を

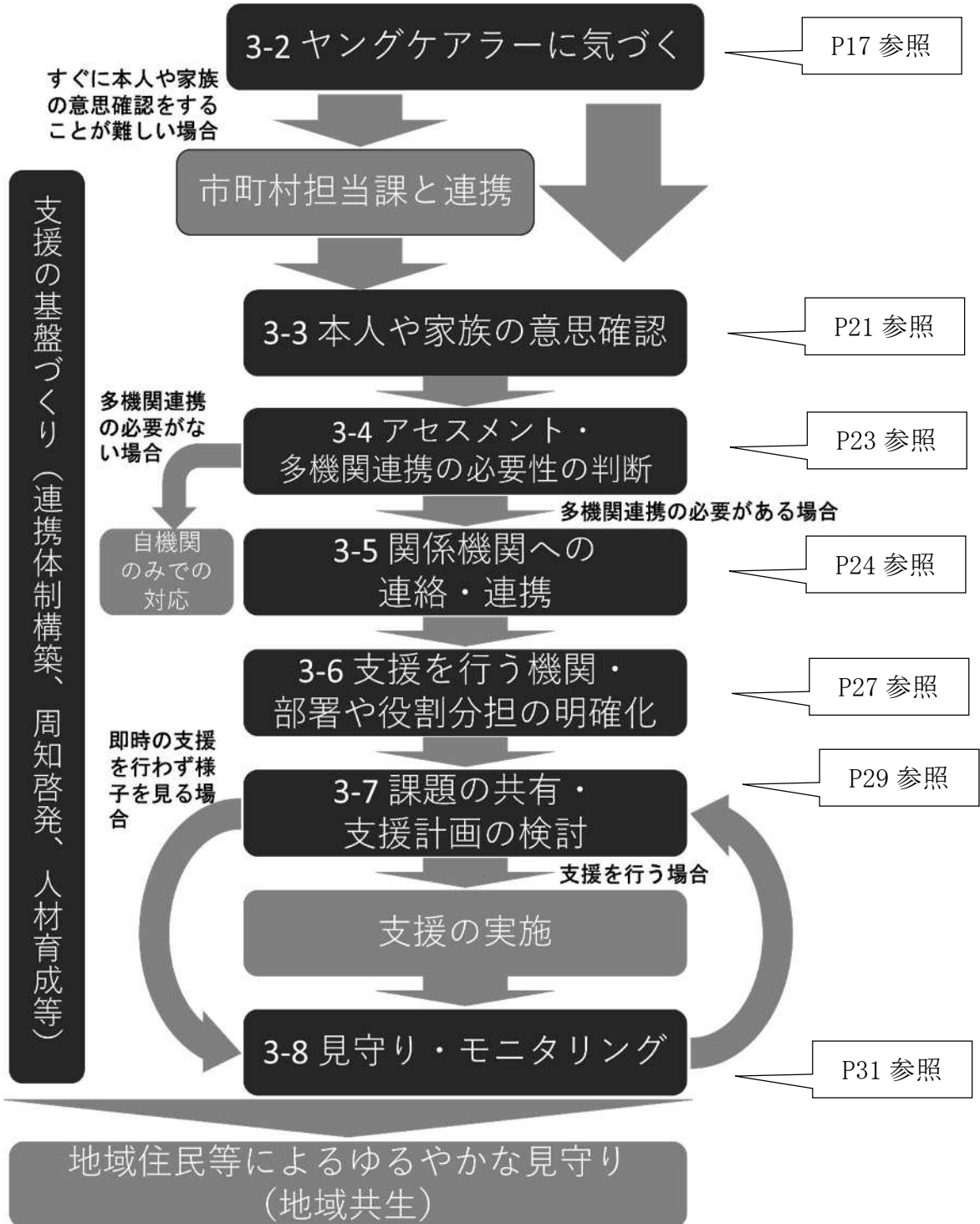


保ち、学校生活を送り、自身の人生を歩めるようにするための支援であり、こどもがケアから離れられる時間・空間を考えることが重要です。例えば、こどもの居場所づくり、ピアサポートなどの仲間との交流ができる場所やこどもがこどもらしくいられる時間の提供、学習支援、レスパイトサービスや多様な経験を得る機会の提供などがあります。

ヤングケアラーに気づいた際、連携して適切な支援にスムーズにつながることができるよう、日頃から、学校、福祉関係者、地域の関係づくりを行うとともに、社会資源（公的支援制度やインフォーマルサービス）を把握しておくことが大切です。

ヤングケアラー支援を行う際の流れとして、以下のようなフローが考えられます。ここからは、このフローに沿って支援のポイントを示していきます。

【図表 12】 ヤングケアラー支援のフロー



## 3-2 ヤングケアラーに気づく

まず前提として、ヤングケアラーは、以下の理由から見過ごされやすいという状況があります。

### (1) なぜヤングケアラーは見過ごされるのか

#### 【ヤングケアラーが見過ごされる主な理由】

ヤングケアラーは、

- 家族のことは家族で解決しないといけないと思っている。
- 生活習慣（当たり前）となっており、子ども自身が負担に感じていない。
- 自分の役割だと思っている。
- 障害や病気の家族のことを隠している（恥ずかしい。家族のことを悪く言われるのが嫌だ。）
- 相談できることを知らない。身近に相談する人（大人）がいない。

大人（支援者や地域住民）は、

- 子どもがお世話をしていると気づいていない。
- ケアを行う大人の家族の影に隠れて見えない。
- 子どもを介護力とみなしている。

そのため、「ヤングケアラーがいるかもしれない」と常に意識する必要があります。

### (2) 把握する機会及び気づくきっかけ

ヤングケアラーの子どもに気づくためには、子どもたちと毎日関わりをもつ学校や定期的にケア対象者の支援で関わる機関の役割は重要です。ここでは、各支援機関において把握する機会や気づくきっかけなどを例示します。

#### ア： **学校・教育関係者**

学校は、子どもたちが毎日通う公的機関であり、子どもの変化に気づき、見守ることができる重要な機関です。

子ども自身や保護者が、ヤングケアラーだと気づいていないこともあります。子どもや保護者に対し、ヤングケアラーの理解を促し、困ったとき（悩みがあるとき）に、相談しやすい環境を整備することが大切です。そのためには、子どもたち自身が将来のことを考え、困った時には助けを求めることができるような教育の視点が求められます。

また、相談の相手は、担任だけでなく、管理職、学年の教員、部活動担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、こど

も自身が相談しやすい相手を選び、相談できるようにすること、また、相談できる関係をつくっていくことが大切です。

加えて、課題を抱えるこどもがヤングケアラーかもしれないとの視点をもとに、こどもや保護者と面談をするなど、ヤングケアラー及びその家族の状況を把握する機会を組織的に持つための工夫が必要です。例えば、東京都では学校内でヤングケアラーに特化した個別面談を行っている学校があります。こどもと個別面談を行い、教職員内で情報を共有し、ヤングケアラーの可能性のあるこどもについては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との相談面談を実施しています。

#### 【相談しやすい環境の整備の例】

##### ■ こども自身の理解促進

例：社会科における基本的人権に係る学習、家庭科における家庭生活に係る学習などでヤングケアラーを理解する視点を与える。

総合的な学習の時間など福祉教育に係る学習で、福祉を学び、困ったときには助けを求めること（相談できることや援助要請）の必要性について、意識醸成を図る。

校内の掲示板にポスターを掲示する。

ヤングケアラーに関するパンフレットを配布するなどの啓発。

日常生活における指導及びこどもの実態に応じた個別指導での啓発。

##### ■ 保護者の理解促進

例：お便り、個別面談、保護者会や懇談会、ホームページ等による啓発

##### ■ 教職員の理解促進

例：研修の実施（ヤングケアラーの理解、相談しやすい環境づくり、気づいた後の対応方針の明確化、社会資源の理解等）

#### 【把握する機会の例】

- ・ 日常的なコミュニケーションによる情報収集
- ・ 進路指導（個人面談）や三者面談など各種面談、保護者会
- ・ 保健室への来室時における、心の状態（悩みや困りごと）の把握
- ・ 学校生活の各種アンケート（いじめの早期発見、未然防止の取組）の活用
- ・ 担任、スクールソーシャルワーカーなどによる家庭訪問

#### 【気づくきっかけの例】

〔出欠の状況〕（本人の健康上の理由以外で）

- ・ 欠席が多い。
- ・ 遅刻や早退が多い。
- ・ 保健室で過ごしていることが多い。

- 修学旅行や宿泊学習等、泊を伴う行事に参加しない。
- 部活動等、放課後の活動を休みがちである。

#### 〔授業、提出物の状況〕

- 授業中の居眠りが多い。
- しっかりしているが、宿題や忘れ物が多い（多くなってきた）。
- 成績が急に落ちてきた。
- 家庭からの提出物が滞る（滞るようになってきた）。
- 生活ノート、日記等にケアをしていることが書かれている。

#### 〔表情、態度、身だしなみ、体調〕

- 表情が暗い。疲れている様子。言動が荒くなる。
- 無口になったり、急にテンションが高くなったりするなど情緒が不安定。
- しっかりしすぎている。周囲の人に気を遣いすぎる。
- 服装、髪型が乱れている。
- 体調が悪そう。手荒れがひどい。

#### 〔食事〕

- 朝ごはんなど、家での食事を摂っていない。
- 給食をたくさん食べる、またはほとんど食べずに残す（食欲がない）。

#### 〔家族の状況〕

- 保護者が授業参観や保護者面談などの学校行事に来ない。
- 保護者からの提出物の提出がない。
- 保護者と連絡が取りにくい。
- 健康診断の結果を渡しても、医療機関を受診するなど必要な対応をしない。
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある。

### イ：市町村、福祉・保健・医療の専門職

ケアプランの作成、訪問サービスの提供、相談支援等で、すでにケア対象者（家族）と関わっている機関の役割は重要です。

ケア対象者だけでなく、家族全体を見渡し、こども自身のケア状況や心の状態を把握する視点が必要です。その場合、こどもと接する時間を確保するために、学校がない時間帯に訪問時間を設定するなどの工夫も有効です。

定期的に家庭（自宅）に訪問している専門職はこどもと接点があり、顔なじみの関係、話ができる関係をつくりやすい立場にあるといえます。こどもから話ができるような関係づくりに留意して関わるのが重要です。

また、ケア対象者の友人や周辺住民が、世帯の状況を心配し、関わっている機関の専門職に連絡をする場合もあります。第三者の相談・連絡も気づくきっかけになる場合があるので、まずは話を聞くことが大切です。

**【把握する機会の例】**

- (ケア対象者の) ケアプランの作成などで家庭訪問をする時
- 訪問サービスの提供時
- 相談への対応時

**【気づくきっかけの例】**

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- 日常の家事をしている姿を見かけることがある。
- 通院時に家族の付き添いをしている姿を見かけることがある。
- 相談時に常にこどもがそばに付き添っている。
- 身なりが整っていない。
- 部屋が片付いていない。
- 本来なら学校にいる時間に家にいる。

**ウ：地域活動者・地域住民**

こどもが集う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ、公民館等）や地域での見守り、こどもの居場所等では、学校以外でこどもと定期的に会う（見かける）機会があります。こどもの表情・行動などから、日頃とは異なる変化に気づくこと、そして、いつでも話しやすい場にするのが大切です。

**【気づくきっかけの例】**

- 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- 本来なら学校にいる時間に、学校以外で姿を見かけることがある。
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている。
- 毎日のように洗濯物を干している。
- 自治会の集まり等、通常大人と参加する場にこどもだけで参加している。
- こどもがゴミ出しをしている。
- こどもが親の通訳をしている。
- 生活のために（家庭の事情により）、こどもがアルバイトをしている。
- 身なりが整っていない。
- 虫歯が多い。
- こども同士よりも大人と話が合う。
- 何か様子が気になる。

### 3-3 本人や家族の意思確認

まず、ヤングケアラーと思われるこどもに気づいた場合、こども自身や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援を希望しているか、といった意思を確認することが重要です。しかし、こども自身や家族の意思をすぐには確認できないことがあるかもしれません。その場合は、市町村の担当課と連携し、こどもや家族と関係を築いている人から確認できるように調整する方法もあります。

こども自身や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これはこどもや家族との信頼関係を構築していくうえでもとても大切なことです。

例えば、ヤングケアラーと思われるこどもは何らかの支援を希望しているが、家族としては家族の置かれている状況を人に言いたくないなど、こども自身と家族の希望が異なることもあります。その場合においても、こどもを中心に考えて、家族全体を支援する方法を検討することが大切です。

なお、こども自身や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、こども自身や家族の状況や意思を確認することが大切です。

また、ヤングケアラーと思われるこどもに気づけたとしても、その後のこどもや家族への接し方によっては、心を閉ざしてしまったり、支援を拒否されてしまったりする可能性があります。まずは、こども自身や家族の想いをしっかりと聴き、寄り添う気持ちをもつ、そして支援の必要性について、こども自身や家族が理解・納得できるように話しましょう。

以下に、こどもや家族等と関わる際の留意点を示します。

#### (1) 「ヤングケアラー」であることを、こどもやその家族が認識していない

「支援が必要な状況であること」をこども自身や家族が認識していないケースが多くあります。その場合、外部の人や機関が家庭内の事情に関わることに抵抗感をもち、簡単に支援につなぐことは難しいでしょう。

そのため、まずは関係性を築いたのちに、こどもとして守られる権利があること、そして、その本来守られるべきこどもの権利が侵害されている状況であることなどを丁寧に説明し、こども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始めましょう。

#### (2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自身が家族のケアをすることを当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。

す。負担になっけていても、大切な家族のためにこども自身がケアをしたいと思っけていることも少なくありません。ケアを行っけていること自体を否定すると、こども自身が今までしてきてきたことを否定されたように感っけてしまうことがあります。また、家族がこどもに家事等の負担をかけっけてしまっけていることを申し訳なく思っけている場合もあります。こどもや家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、こどもや家族が傷つき、「話さなければよかつた」と思っけてしまうことがないように、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢が極めて重要です。

家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあります。こどもがケアしていることの価値を認めるとともに、家族の状況への共感も一緒に示すようにしまししょう。

### **(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮**

ヤングケアラーは、支援を受ける必要性は理解・納得していても、家族に病気や障害のある人がいることを恥ずかしいと考えたり、口止めされていたりするなど、支援を受けることへの抵抗感を感じている場合があります、家庭のことを知られたくないと思っけていることもあります。

ヤングケアラーへの相談対応や支援にあたっては、こどもやその家族が周囲から偏見をもたれないよう十分な配慮が必要です。

また、こども自身が、周囲に相談したことを家族に知られたくない場合もあります。相談を受けて対応する際には、その点にも留意する必要があります。

そのようなこどもの状況を認めたくえで、いつでも SOS を出してもよいこと、こども自身の人生を歩むことができることを適切に伝え、他の選択肢もあることを示しまししょう。

### **(4) こどもに対するメンタル面でのサポートが必要**

ヤングケアラーと接する際は、「家族の状況やケアをしていることについて、誰かに話せているか」や「本人が相談できる、理解してくれると思える相手が近くにいるか」を確認することが重要です。

ヤングケアラーは、孤独を感じやすい傾向にあります。支援を受けることよりも、こども自身の今の状況を知ってもらいたいと考えているケースも多く、こどもの話に耳を傾けることが大切です。

ヤングケアラーは、ケアをしなくてもよくなったり、ケアを軽減されたりすることで罪悪感を抱くことがあります。その喪失感や無力感等から、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう場合や体調を崩してしまう場合もあります。ケアをしなくてもよくなつた後、こども自身が将来を考え、自身の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりし



てくれる存在が重要です。

#### (5) ヤングケアラーをこども扱いせず、必要な情報を伝える

周囲の大人は、ヤングケアラーに対し、こどもだからまだ知らなくてもよい、心配させたくないから言わないでおこうと考え、家族の障害や病気などについて教えることを控えることがあります。しかし、ヤングケアラーにとっては、「わからない」という状況がより大きな不安、負担につながります。ヤングケアラーには、その時々状況をわかりやすく丁寧に説明すること、ヤングケアラーの不安や精神的負担に寄り添うことが大切です。

また、福祉サービス等の活用により、ヤングケアラーの負担軽減につながる可能性があることから、家族の病状のみならず、行政や福祉機関のサービス等、こどもが知らない情報の提供も重要です。

#### (6) こども自身を支援につなぐことも必要

ヤングケアラーは、大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合があり、信頼できる大人がいないと考えることがあります。また、家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、こども自身は話を聞いてもらう機会が少ない場合があります。

そのため、家族等へのサービス提供によるこども自身のケアの解消や軽減だけでなく、こども自身に支援が必要な場合、関係機関につなぐ必要があります。

#### (7) 「家族調整」が必要

ヤングケアラーがいる家庭は、こどもがケアをすることで、その家庭のバランスが取れている状態となっており、こどもが抜けられない家族システムになっています。また、家族自身もどうしたら良いかわからない、考える余裕がないことが多くあります。そのため、家族も疲れていて辛い、苦しい、孤立している、ということへの理解と共感が家族へのアプローチには大切です。ヤングケアラーの支援においては、ヤングケアラーやケア対象者、そしてその家族の理解と納得を得られるよう、家族調整が必要です。

### 3-4 アセスメント・多機関連携の必要性の判断

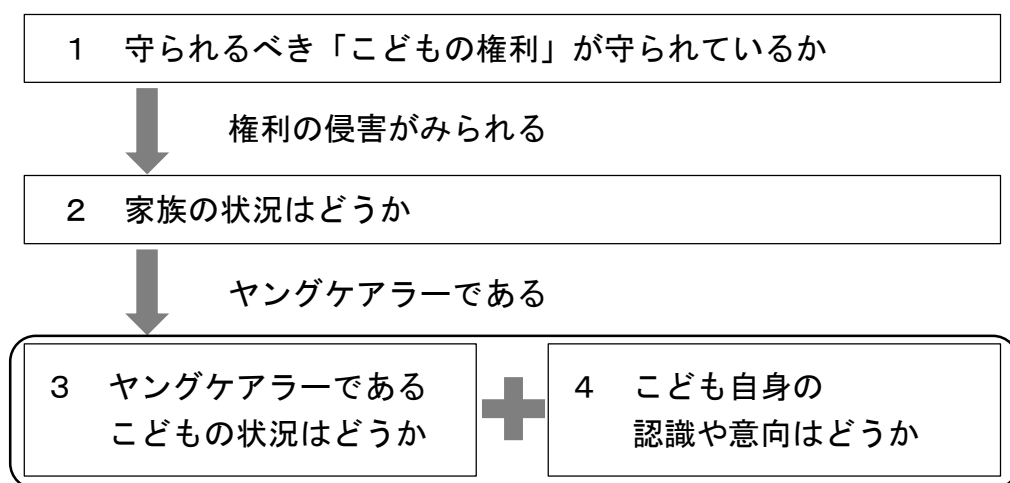
こどもや家族の状況を把握し、ヤングケアラーであるかどうかを判断するため、また、多機関連携について考えるため、アセスメントの実施が有効です。

ヤングケアラーへの支援は、こども自身と問題やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していきます。家族の状況や家族の中でのこどもの

役割や様子だけでなく、子ども自身が「この状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合、アセスメントシートを活用しつつ、「子ども自身の権利が侵害されていないか」、「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」によるものであるかを確認し、「子ども自身の状況、想いや希望を把握」するようになさってください。

【図表 13】 ヤングケアラーに対するアセスメントの流れ



また、ヤングケアラーが置かれている状況が、家族の要介護（介護が必要な状態）、精神疾患、経済的困窮など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携した組織横断的な支援が求められます。

### 3-5 関係機関への連絡・連携

学校、福祉、医療、地域等の関係機関が、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいた場合や子どもから相談を受けた場合は、各組織内及び関係機関と連携して対応していくことが必要です。ア：学校・教育関係者、イ：福祉・保健・医療の専門職、ウ：地域活動者・地域住民に分け、それぞれで主体となる機関、役割、支援例を示しました。具体的な支援の例は、4-2 ヤングケアラーやその家族への主な支援制度・サービスの例を参照してください。

また、各主体と初めに連絡調整・連携をしていく機関も示しています。

## ア：学校・教育関係者

<b>【主体となる機関】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校</li><li>・教育委員会</li></ul>
<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ヤングケアラーと思われるこどもに気づく</li><li>・ヤングケアラーと関わる教員（担任、管理職、学年の教員、部活動担当等）、養護教諭やスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）による面談の実施</li><li>・他機関との連絡調整</li></ul>
<b>【支援例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・忘れ物や提出物等の締め切りに対する柔軟な対応</li><li>・ヤングケアラーと関わる教員（担任、管理職、学年の教員、部活動担当等）、養護教諭やスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）による相談対応</li></ul>
<b>【学校だけでは対応できない場合（他の関係機関と連携が必要な場合）】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>①市町村教育委員会に相談</li><li>②市町村教育委員会を通じて市町村の相談窓口相談 又は、悩みの内容に応じた相談窓口相談</li></ul>

## イ：福祉・保健・医療の専門職

<b>【主体となる機関】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・要保護児童対策地域協議会</li><li>・自立相談支援機関</li><li>・地域包括ケアセンター</li><li>・介護サービス事業所</li><li>・基幹相談支援センター</li><li>・障害福祉サービス事業所</li><li>・保健所（厚生センター）</li><li>・病院、診療所</li><li>・児童相談所</li><li>・居宅介護支援事業所</li><li>・相談支援事業所</li><li>・保健センター</li><li>・訪問看護ステーション など</li></ul>
<b>【役割】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ヤングケアラーと思われるこどもに気づく</li><li>・こどもの様子や家庭の状況を見守る</li><li>・他機関との連絡調整、連携</li></ul>
<b>【支援例】</b>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査等による状況把握</li> <li>・こどものケア負担を考慮したケアプラン、サービス等利用計画の作成や変更</li> <li>・家庭訪問を行い、家族全体の健康に関する相談支援</li> </ul>
<p>【自機関だけでは対応できない場合（他の関係機関と連携が必要な場合）】</p> <p>①市町村の相談窓口にご相談        又は、悩みの内容に応じた相談窓口にご相談</p> <p>②各分野（高齢・障害・児童・生活困窮等）の市町村の所管課にご相談</p>

### ウ：地域活動者・地域住民

<p>【主体となる機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園、認定こども園</li> <li>・こどもの居場所</li> <li>・民生委員・児童委員 など</li> </ul>
<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーと思われるこどもに気づく</li> <li>・こどもの様子や家庭の状況を見守る</li> <li>・関係機関に情報提供を行う</li> </ul>
<p>【支援例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもや家族からの相談による状況把握</li> <li>・他機関への情報提供、つなぎ後の見守り</li> <li>・学習支援等、こどもが望む支援場所の情報提供</li> </ul>
<p>①ヤングケアラー及びその家族に、関係性を築いたうえで、悩みの内容に応じた相談窓口があることを伝達</p> <p>②本人が自ら相談に行けない場合は、一緒に付き添って市町村の相談窓口にご相談        又は、本人の意向を確認したうえで、本人に代わって市町村の相談窓口にご相談</p> <p>③市町村の相談窓口へ情報提供</p>

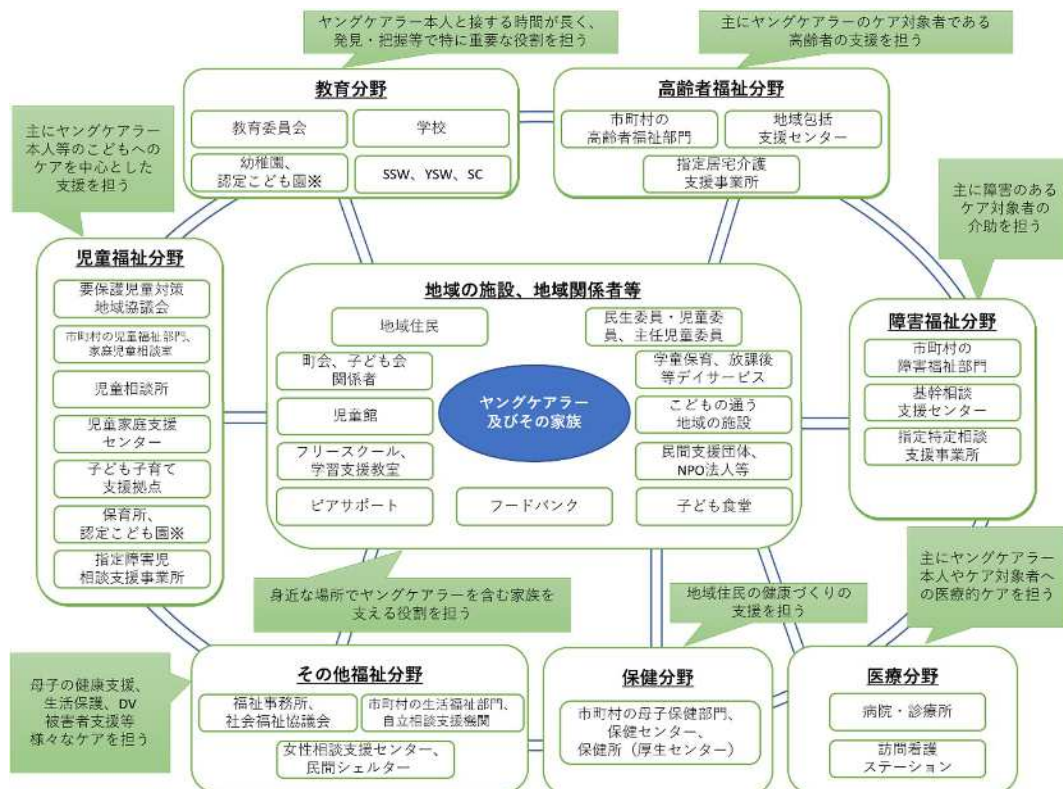
### 【児童虐待（疑いを含む）の場合の通告】

児童虐待が疑われる（命の安全確保が急がれる）ヤングケアラーに気づいた際は、ためらわず管轄の児童相談所や各市町村の虐待通報窓口へ連絡（通告）してください。

### 【児童虐待の通告・連絡先】

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル：189（いちはやく）
- ・市町村（虐待対応担当課）
- ・児童相談所（富山児童相談所：076-423-4000）  
 （高岡児童相談所：076-621-2124）

【図表 14】 ヤングケアラー支援関係者連携スキーム



### 3-6 支援を行う機関・部署や役割分担の明確化

連携して支援を行う機関や支援担当者が多いほど、様々な専門性、考え、状況が影響し、全体の方針がぶれてしまう可能性があります。また、人数が多くなれば情報共有が難しくなる場合もあります。そのため、適宜、連絡調整や個別ケース会議を行うなど、情報共有の場を設けることが大切です。

その際、中心となる機関を明確にしておく必要があります。連携していくうえで、支援内容の押し付け合いにならないようにすることが大切です。

そのため、関係機関ができることや機能を把握したうえで、あらかじめ役割分担を明確にし、情報共有の方法を決めておくことがよいでしょう。

## 【役割分担の例】

### ○事例 1

母親に精神障害、妹に発達障害があり、生活に必要なことをヤングケアラーのこどもが担っていた。

関係機関・部署	役割分担
子ども家庭総合支援拠点	ヤングケアラーのこどもの状況を把握、世帯全体の支援の調整
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	母親に対し障害福祉サービス、妹に対し障害児通所支援を導入
訪問看護ステーション、放課後等デイサービス、(障がい者)居宅介護支援事業所	母親に対し医療サービス(訪問医療、訪問看護)、妹に対し放課後等デイサービスを提供、また、(障がい者)居宅介護支援(ホームヘルプ)事業を提供することにより、世帯全体が安定して生活でき、ヤングケアラーの負担が軽減できるように、連携して支援を実施

### ○事例 2

母親が入院中で、介護保険サービス未利用の祖父の介護やケアをヤングケアラーのこどもが担っていた。

関係機関・部署	役割分担
高齢者支援担当者	祖父に対し介護保険サービスの必要性や制度説明を行い、申請からサービス導入まで速やかに実施
医療機関	入院中の母親に介護保険制度や経済的支援制度を説明し、家族の負担軽減について助言と手続支援を実施
子ども家庭総合支援拠点	こどもと面談し、介護負担の現状を把握したうえで、必要な機関と家族をつなぐ支援を実施
学校	こどもの心理面をフォローしつつ、今後の進路選択に向けた支援を実施

### 3-7 課題の共有・支援計画の検討

#### (1) 支援の在り方について共通理解を図る

支援が必要であると判断し、関係機関に相談をしても、相談先の機関がそれを課題と捉えなければ、一体的な連携支援を行うことは難しいことから、各関係機関の間でヤングケアラーに関する共通理解が得られていることが重要です。

また、共通の課題を認識することができたとしても、支援の目的や方針が不揃いだと、一貫した支援の提供が難しくなります。支援の方向性に差異が生じないように、中心となる機関が指揮をとり、関係機関同士で協議し、共通理解したうえで対応することが重要となります。

#### (2) 多機関連携によるアセスメント

ヤングケアラーの支援を検討する際、できる限りヤングケアラーを含めた家族の状況を把握し、関係機関で情報を共有し、アセスメントを行ったうえで、それに基づいた支援目標、支援計画を立てていくことが重要です。

以下にヤングケアラーの支援を検討する際に必要な情報の例を挙げます。

##### 【ヤングケアラーの支援を検討する際に必要な情報】

###### ○ヤングケアラーに関する情報

- ・ケアの内容、時間数、時間帯
- ・平日と休日のスケジュール
- ・教育面に関する状況（通学状況、学習時間、進路相談状況など）
- ・やりたいと思っているができないこと、困っていること
- ・社会活動の状況（遊び、部活動等）
- ・身体的、精神的健康状態
- ・今の状況についての認識
- ・これまでの相談状況
- ・支援を受けることの意向 など

###### ○ケアを必要としている家族に関する情報

- ・必要なケアの内容
- ・障害や疾患などの状況
- ・受けている支援内容や時間
- ・支援機関
- ・支援を受けることの意向 など

###### ○その他の家族に関する情報

- ・担っているケアの内容
- ・支援を受けることの意向
- ・家族のつながりや関係性 など

各関係機関で把握している情報がわずかであっても、家族が利用している公的サービスなどで既に把握している情報があるかもしれません。支援の現場では様々な立場から状況の把握や支援計画の検討が行われるため、事前に他の関係機関が把握している情報を確認すると、ヤングケアラーや家族に同じ質問を繰り返さずに済みます。

追加的に情報を把握する必要がある場合も、つながりが強い機関から話を聞くことが有効な場合があります。ヤングケアラーやその家族がおかれている状況、他者との関わりや関係性はケースによって異なることを意識し、必要に応じて関係機関と相談をしながらアセスメントを進め、追加情報が得られ、新たな課題が発見された際には、適宜、支援計画の修正や課題の反映などを行うことが必要です。

### (3) 情報共有における留意点

個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラーやその家族から同意を得ることが必要となります。

同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有のメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう工夫が考えられます。

ヤングケアラーや家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、今後、相談支援に関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いでしょう。

また、関係機関で情報共有する準備が整った後も、個人情報の取扱いには留意する必要があります。連携の相手方となる機関からも情報を得られるよう、自ら情報発信をしていくという姿勢も、情報共有においては重要なポイントです。

しかし、中には家族の同意が得られないケースもあります。そのような場合は、ケースに応じて以下のような対応が考えられます。

#### 【家族の同意が得られない場合の個人情報の共有に係る取組や考え方の例】

##### ○各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会への調整を検討

- ・要保護児童対策地域協議会の設置により、「要対協の構成機関内では、情報を共有」「構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めること」が可能となる。

→要保護児童対策地域協議会で取り扱うことで関係者間で情報共有を行う。

##### ○児童福祉法に基づく要支援児童として市町村への情報提供

- ・児童福祉法では、「要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと」とあることから、個人情報保護の例外的な取扱いとして、「法令に基づく場合」に該当（児童福祉法第21条の10の5第1項の規定によるもの）

→本人の同意がなくても個人情報保護法違反にならない。

### (4) ヤングケアラーのサポートのための地域力を高める

ヤングケアラーのこどもへの家事支援をはじめとした日常生活支援、息抜



き、学習支援などは、民間団体、地域による支援が不可欠です。特に、民生委員・児童委員といった地域の協力者や、こどもの居場所は、早期の気づきや状況把握のためにも重要な存在といえます。日頃から地域学校協働活動等において、学校と関わりのある地域住民等の理解を得ることにより、地域全体でこどもを見守る目を増やし、早期の気づきにつなげましょう。

### ○地域の協力者等と連携方法

協力者等	連携方法
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近所に気になる家庭がある場合に情報共有</li> <li>• 家庭訪問を行いながら保護者との関係を構築し、支援の検討に必要な家庭内の状況の情報を共有</li> <li>• こどもや家族の見守りへの協力</li> </ul>
こどもの居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者に気になるこどもがいる場合に情報共有</li> <li>• 困りごとを話せたり、ホッと一息ついたりできる場所、こどもとしての時間を確保する場所</li> <li>• こどもの食事が用意できない家庭に対して、食事の提供やお弁当の配達を依頼</li> </ul>
ヤングケアラーのこどもの親戚や地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヤングケアラーと思われるこどもがいる場合に情報共有</li> <li>• ヤングケアラーのこどもに対する支援への協力</li> </ul>

## 3-8 見守り・モニタリング

支援計画に基づき支援が行われ、公的サービスが導入されても、こどもがケアを必要とする家族と同居している場合、こどもが担うケアがゼロになることは考えにくく、各支援者が必要に応じて声掛けをするなどの見守りが必要です。

現時点では支援を求めている場合や、支援につながらなかった場合も、必要な時にヤングケアラーや家族が相談できる、もしくは支援者が状況の変化に気付くことができるような体制整備が望ましいでしょう。

また、見守りやモニタリングにより状況変化がみられた場合、支援計画の立案や、過去に支援を行っていた案件であれば計画の修正を行うことで、より適切な支援につなげることが必要です。

### 3-9 ヤングケアラー相談窓口

富山県内でヤングケアラーに関する相談ができる市町村、県の窓口は以下のとおりです。

自治体名	窓口名	対象者	設置場所、電話番号
富山市	富山市こども家庭部こども健康課児童相談係	18歳未満のこども、18歳未満の子がいる親等	富山市こども健康課 076-443-2038
高岡市	高岡市こども家庭センター	ヤングケアラーとその家族等	高岡市役所2階 0766-20-1329
魚津市	魚津市子ども家庭総合支援拠点	18歳未満のこども、18歳未満の子がいる親	魚津市こども課内 0765-23-1006
氷見市	氷見市子育て支援課	18歳未満のこどもとその保護者等	氷見市子育て支援課 0766-74-8116
	氷見市教育総合センター	小中学校の児童生徒及びその家族	氷見市教育文化センター 0766-72-2620
滑川市	滑川市こども家庭センター	おおむね18歳までのこどもと保護者	滑川市教育委員会内 076-475-1566
黒部市	黒部市子ども家庭総合支援拠点	18歳未満のこども、その親や家庭若者ケアラーの方	黒部市こども支援課内 0765-54-2577
	教育相談	小中学生とその親	黒部市教育センター内 0765-65-0029
砺波市	砺波市こども家庭センター	親・家族を介護しているこども、またはその家族若者ケアラーの方	砺波市こども課内 0763-33-1120
小矢部市	小矢部市家庭児童相談室	18歳未満のこどもとその保護者及びその子どもの育成に関わる方	小矢部市こども家庭課内 0766-67-8615
南砺市	南砺市こども家庭センター「スマイルなんど」	18歳未満のこども、家庭、妊産婦若者ケアラーの方	南砺市こども課内 0763-23-2026

射水市	子どもの悩み総合相談室～あんしんルーム～	18歳未満の子どもとその保護者、またはそれに関わりの方など	射水市子ども子育て総合支援センター「キッズポートいみず」内 0766-52-3122
舟橋村	舟橋村生活環境課	18歳未満の子ども、その親や家族 若者ケアラーの方	舟橋村生活環境課 076-464-1121
上市町	上市町福祉課	18歳以上（若者ケアラー）の方	上市町福祉課 076-473-9107 076-473-2811
	上市町子ども家庭総合支援拠点	町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦	上市町保健福祉総合センター内 076-473-9108
	悩みごと相談窓口	学齢期の児童及びその保護者	上市児童館2階 076-473-2355
立山町	立山町子ども家庭センター	町内すべての子どもとその家族、妊産婦など	立山町健康福祉課内 076-462-9955
入善町	入善町子ども家庭総合支援拠点	18歳未満の子ども、18歳未満の子がいる親 若者ケアラーの方	入善町結婚・子育て応援課内 0765-72-1857
朝日町	朝日町子ども家庭総合支援拠点	18歳未満の子ども、その親や家族 若者ケアラーの方	朝日町住民・子ども課内 0765-83-1100
	教育相談	小・中学生、保護者、ご家族の方	朝日町教育センター内 0765-82-1000
富山県	富山県子ども・若者総合相談センター	富山県内在住の概ね39歳までの方とその保護者	富山県森林水産会館内 076-411-9003
	富山県総合教育センター教育相談	保育所、幼稚園、小・中学生、高校生及び保護者、学校関係者	富山県総合教育センター 076-444-6167

## 4. 参考資料

### 4-1 ヤングケアラーに関するアセスメントシート（例）

ここでは、ヤングケアラーへのアセスメントを行うにあたって活用可能な

- ・ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート
- ・世帯全体を捉えるためのアセスメントシート

の例を掲載します。

アセスメントシートは、子どもと接点のある大人が、子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すこと、子どもの近くに子どもが素直な気持ち（ニーズ等）を話せる大人がいる環境をつくることを目的としています。アセスメントシートに記載の視点に関する理解が進むことで、家族の状況、ケアの内容、ケアに対してどう感じているか、子ども自身がどのような変化を求めているか（ニーズがあるか）を確認するための情報が得られるようになっていきます。

実際にアセスメントを実施する際には、適宜加工しながらご活用ください。

○ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート例  
 (「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」(令和2年  
 3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より一部改変)

0. こども本人の基本情報

シメイ  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 性別 男 女 その他 ( )  
 年齢 ( 歳)

1. ヤングケアラーと思われる理由

( )

2. 本来守られる権利が守られているか (該当する項目に☑・聞き取り内容を記載)

「こどもの権利」に関するアセスメント項目

健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院、受診できていない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりする)	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている	<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)	

教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとの関わりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

こどもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通院していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある	★
(その他の気になる点)	
<input type="checkbox"/> こどもだけの姿をよく見かける	
<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた	

### 3. 家族の状況に関するアセスメント項目（こどもがどの程度ケアしているかも記載）

サポートが必要な家族の有無と状況	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障がいがある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患（疑いを含む）がある	<input type="checkbox"/> 生活の能力・養育能力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	
<input type="checkbox"/> 特になし（＝「ヤングケアラーではない」と判断）	

こどもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援 ※	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話）	
<input type="checkbox"/> 特にしていない（＝「ヤングケアラーではない」と判断）	

※精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、こどもにとって過大に負担になることを含みます

#### 4. こども本人の認識や意向

家族の状況やケアをしていることについて誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている	→ 誰に：
<input type="checkbox"/> 話せていない	
こども本人が相談できる、理解してくれている相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か：
<input type="checkbox"/> いない	
こども本人がどうしたいと思っているか	

「2. 本来守られる権利が守られているか」中の各項目は、ヤングケアラーのこどもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めてこどもや家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。

○世帯全体を捉えるためのアセスメントシート例  
 (出典：埼玉県富士見市子ども未来応援センター)

		氏名	作成者	作成日	
項目	基本情報・現状	本人の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面	
支援対象者の状況	精神・身体・心理面・ 面	(疾病、障がい、発達、情緒、通院や制度利用状況など)			
	生活面	(衣食住・生活習慣など)  (学習面・交友関係など)  (その他)			
	就学状況	所属：			
	興味・ 関心				
	その他	(家族との関係・成育歴など)			
項目	基本情報・現状	保護者・家族の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面	
世帯の状況	精神・身体・心理面・ 面				
	生活面	(家の様子・養育能力・社会生活力など)			
	経済面	(仕事内容・収入・資産・負債など)			



項目	基本情報・現状	保護者、家族の主張・希望	担当から見たプラス面	担当から見たマイナス面
世帯の状況	家族関係 (本人・父母・きょうだい・祖父母等の関係)			
	その他			
	その他の資源 (関係機関とのつながりなど)			

ジェノグラム・エコマップ

見立て・課題

ジェノグラム…支援対象者の家族構成や家族関係を整理、理解するために作成する図をいいます。婚姻、死別等の関係や、家族の状況をまとめることで、状況の把握を容易にします。

ジェノグラムの具体例は「4-3 支援事例」もご覧ください

エコマップ…ジェノグラムと同じく、支援対象者を取り巻く環境を図示したものです。家族以外にも学校や福祉、行政等についても併せて示しています。

## 4-2 ヤングケアラーやその家族への主な支援制度・サービスの例

ヤングケアラーの負担軽減のために、様々な機関により本人や家族を対象とした支援・サービスが行われています。

以下に例を紹介しますので、利用したいサービスがあれば、実施状況をご確認ください。

ケース例	制度・サービス名
ヤングケアラー本人の息抜き	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の提供 (こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等)</li> <li>ケア対象者のレスパイト入院</li> <li>子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応</li> <li>子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) (本人利用等)</li> </ul>
ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラー同士のピア・サポート</li> <li>家族会(障害等により様々な存在)</li> <li>オンラインサロン</li> </ul>
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリング</li> <li>養護教諭、学校医による相談対応</li> <li>医療サービス</li> </ul>
多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等)</li> <li>ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等)</li> <li>保育所の利用調整</li> <li>放課後児童クラブ・児童館の利用調整</li> <li>乳児の一時預かり&lt;保育所等&gt;</li> <li>子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (幼いきょうだいの利用等)</li> </ul>
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援</li> <li>教育支援センターやフリースクールの利用</li> <li>生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもの学習支援</li> <li>進路相談</li> </ul>

ケース例	制度・サービス名
人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• キャリアカウンセリング</li> <li>• 児童家庭支援センターへの相談</li> <li>• ヤングケアラー同士のピア・サポート (年上の世代との交流)</li> <li>• 学校の担任への相談</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護保険サービス等 (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害福祉サービス等 (居宅介護(家事援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等)</li> <li>• 訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合)</li> <li>• 自立支援医療</li> </ul>
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 訪問看護を含む医療サービス</li> <li>• 通院サポート</li> <li>• レスパイトケアを目的としたショートステイ</li> </ul>
経済的支援(経済的自立)が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活保護受給</li> <li>• 生活困窮者自立支援機関の支援制度(経済面、居住確保)の活用</li> <li>• 自治体の補助金の活用</li> <li>• 社会福祉協議会の総合支援資金の受給</li> <li>• 教育委員会の就学援助制度の活用</li> <li>• 奨学金の活用</li> <li>• 就労支援(家族からのこどもの自立、親の就労支援等)</li> <li>• 障害年金受給</li> <li>• 傷病手当金受給</li> </ul>
ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政等の通訳サービス</li> <li>• 外国語による情報発信</li> <li>• 翻訳ツールの提供</li> </ul>
ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政等の手話通訳派遣サービス</li> <li>• 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供</li> </ul>

ケース例	制度・サービス名
生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親委託</li> <li>成年後見人手続きの実施</li> <li>女性相談支援センター</li> <li>民間シェルター</li> </ul>

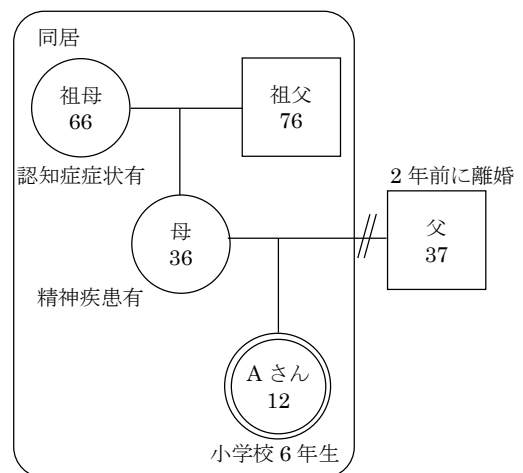
### 4-3 支援事例

ヤングケアラー支援の流れと取組がイメージできるよう、国が行ったアンケート調査の結果や、国の有識者会議委員による助言をもとにした仮想事例を掲載します。

#### 事例1 ケアマネジャーの発見から支援につながったヤングケアラーの例

##### 1. 状況

対象となる女兒のAさんは小学校6年生。2年前に両親が離婚し、現在は母親、母方の祖母と同居している。母親は精神疾患を有しており、母方の祖父はほぼ寝たきりの状態。母方の祖母は認知症の症状がある。



##### 2. 支援のフロー

##### ヤングケアラーのこどもの発見

- Aさんの祖父への支援を担当しているケアマネジャーは、初回アセスメントで自宅を訪問した時に、家族の状況を把握し、Aさんが祖父母や母親の身の回りの世話を担わざるを得ない状況にあることを認識
- 家族の状況を心配したケアマネジャーは、地域包括支援センターの担当者に相談。地域包括支援センターを通じて、精神疾患を有するAさんの母親に対する支援状況等を自治体の障害福祉部門担当者に確認
- Aさん本人に対しては、まずは、ケアマネジャーが話を聞くことになった。

##### 本人や家族の意思確認

- ケアマネジャーがAさんと話したところ、Aさんは母親や祖父母の世話をするため、「友達と遊んだり勉強したりする時間がとれない」ことを悩んでおり、その時間をもっと持つことができれば嬉しいとのことだった。

- ケアマネジャーからAさんの母親にも話を聞いたところ、母親は、自分が精神疾患を有することはあまり人に知られたくなく、これ以上の関わりは求めないとのことだった。

#### リスクアセスメント・発見した機関のみでの対応可否の判断

- ケアマネジャーは、AさんやAさんの母親の話から、いまずぐ命に危険が及ぶ状況ではないと判断。Aさんの状況を次のように整理した。
  - Aさんが自宅で母親や祖父母のケアのために費やす時間は、およそ3時間。食事の用意、洗濯、着替えの手伝いや食事の介助など、身の回りの世話を行っている。
  - 母親の不安が強い時に寄り添って2、3時間話を聞くことがある。
  - 平日は学校から帰宅後、ケアを行っている。休日は、朝からケアを行い、あまり自分の時間がとれずにいる。
  - Aさん本人の健康状態は良いが、精神的には疲れている様子が見られる。
  - 学校や行政からの書類を確認しようとするも難しく、負担に感じている。
  - 学校から帰って友達と遊んだり勉強をしたりする時間は十分ではなく、こどもの権利が十分に守られていない可能性がある。
- ケアマネジャーから報告を受けた地域包括支援センターの担当者は、Aさん自身や母親への支援が必要と考え、多機関と連携した支援が必要であると判断した。

#### 連携先の確認

##### <連携先① 「Aさん自身への支援」>

##### 教育委員会、小学校

- Aさんの普段の様子を知り、見守るために、担任と連携
- Aさんの心の負担が軽くなるよう、スクールカウンセラーによる相談の場を設ける。
- スクールソーシャルワーカーが、Aさんが利用できる地域資源について情報提供

##### 地域の施設

- フードバンクやこども食堂の利用により食事の用意などの負担を軽減する。

##### <連携先② 「Aさんの母親への支援」>

##### 自治体の障害福祉部門

- Aさんの母親が支援サービスを受けることができるように調整する。

### <連携先③「Aさんの母親への支援」>

#### 自治体の保健部門

- Aさんの母親が通院している精神科診療所に連絡をとり、訪問看護を受けることができるように調整する。

### <連携先④「Aさん及び母親への支援」>

#### 民生委員・児童委員

- 定期的に家庭訪問するなどして、Aさんや母親の見守りを行う。

#### 責任を持つ機関・部署の明確化

- ケアマネジャーからの報告を受けた地域包括支援センターの担当者が中心となり、当該ケースを検討していくためのケース会議を開くことになった。
- ケース会議メンバーは、地域包括支援センター担当者の他、ケアマネジャー、高齢者福祉部門担当者、学校関係者、教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、障害福祉部門担当者、要保護児童地域対策協議会等を想定した。

#### 課題の共有・支援計画の検討（ケース会議等）

- ケース会議の参加者が多機関にわたるため、AさんやAさんの母親に関する個人情報に関係機関と共有できる環境を整えるため、支援に必要な情報に関係機関と共有することについて、Aさん及びAさんの母親からの同意を取得。障害福祉部門の担当者が、Aさんの自宅に赴いて、情報を共有することのメリットを伝えたり、情報を共有した先でも個人情報は守られることを丁寧に説明するなどした。
- ケース会議では、ケアマネジャーが把握した情報を参考にしながら、各機関・部署での支援計画を検討した。

#### 支援の実施

- AさんやAさんの母親に対して、各機関・部署が支援を実施

#### 見守り・モニタリング

- 小学校の担任がAさんの様子を気かけながら丁寧にフォローしている。民生委員・児童委員、こども食堂など、地域の方々も、Aさんの見守りに協力してくれている。

#### 《ポイント》

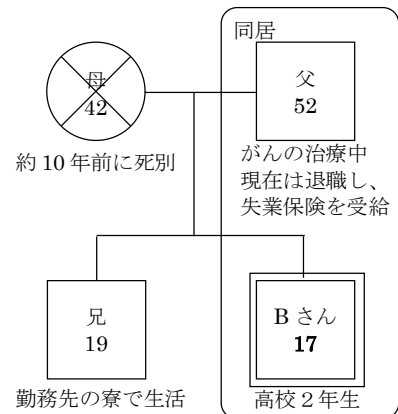
- 多機関で支援を行う上で必要不可欠な個人情報の共有をスムーズに行うため、支援において必要となる場合は、関係機関に個人情報を共有することについて、包括的な同意を取った。
- Aさんがヤングケアラーであるということ把握したことをきっかけに、家

族も支援やサービスにつながることができた。

## 事例2 担任から紹介されたオンラインサロンへの参加をきっかけに支援を希望するようになったヤングケアラーの例

### 1. 状況

対象となる男性のBさんは高校2年生。上に兄がいるが、現在は就職して寮生活をしている。10年ほど前に母親と死別。父親ががんと診断され、治療に専念するために離職。Bさんはなるべく早く帰宅するようにし、父親の食事や身の回りの世話をしている。



### 2. 支援のフロー

#### ヤングケアラーの発見

- Bさんの通う高校の担任は、Bさんから、健康上の問題で父親が保護者面談に参加できないと聞き、状況が気になった。
- Bさんは父親と二人暮らしであることは知っていたが、このところ、Bさんが学校を休んだり遅刻したりする回数が増えたため、家庭の中で何か状況の変化があったのではないかと心配になっていた。

#### 本人や家族の意思確認

- 担任が Bさんに父親のことを聞いたところ、治療のために通院しているとの説明があった。
- 父親のケアなど、何かサポートできることはないかとBさんに尋ねたところ、「大丈夫です」という返事があった。
- 高校に配置されているスクールソーシャルワーカーに相談する機会を設けることを提案するも、「今は忙しいからいいです」とのことであった。
- 担任は、ちょうど学校にチラシがきていたヤングケアラーのオンラインサロンをBさんに紹介した。

#### リスクアセスメント・発見した機関のみでの対応可否の判断

- 担任は、Bさんの話から、いまずぐ命に危険が及ぶ状況ではないと判断。Bさんの状況を次のように整理した。

- Bさんが自宅で父親のために費やす時間は、およそ4時間。食事の用意、洗濯、着替えの手伝いや食事の介助など、身の回りの世話をしている。
- 平日は学校から帰宅後、ケアを行っている。外来の予約がある日は早退し、父親に付き添っている。休日は、朝からケアを行いつつ、午後は飲食店でアルバイトをしている。
- Bさん本人の健康状態は良いが寝不足気味。少し気分がふさぎ込んでいるようにも見える。
- 十分に勉強する時間がとれず、学校が休みの日もアルバイトをしているため、ほっと一息つくような時間がない様子。こどもの権利が十分に守られていない可能性がある。

- 担任は、Bさん自身や父親が何かしらの支援とつながる必要があると考え、多機関と連携した支援が必要であると判断した。
- ただ、Bさん自身が支援の必要性を感じておらず、相談の場を設けることを提案しても受け入れられなかった。

#### 連携先の確認

##### <連携先① 「Bさん自身への支援」>

###### 民間（オンラインサロン）

- Bさんが、同じ境遇の仲間とつながることで勇気づけられたり、支援につながったりするきっかけを提供する。

##### <連携先② 「Bさんの父親への支援」>

###### 通院している医療機関の医療ソーシャルワーカー

- Bさんの父親が療養する上で必要なサービスを受けることができるように調整する。

##### <連携先③ 「Bさん及び父親への支援」>

###### 自立相談支援機関

- Bさんの父親の就労にむけて支援を行う。
- 高校の進路指導担当教員と連携しながらBさんの進学にむけて支援を行う。

#### 責任を持つ機関・部署の明確化

- Bさんの担任から相談を受けた教育委員会担当者が中心となり、当該ケースを検討していくためのケース会議を開くことになった。
- ケース会議メンバーは、教育委員会担当者、担任、自立相談支援機関の担当者を想定した。



### 課題の共有・支援計画の検討（ケース会議等）

- 担任は、その後もBさんに対して声掛けを行っていた。ある日、オンラインサロンに参加したというBさんは、その場で出会った同年代の仲間の話聞いたということで、スクールソーシャルワーカーとの面談を希望。担任はすぐに調整した。
- 父親の健康状態が落ち着いた頃合いを見て、保護者面談を実施。支援に必要な場合、Bさんや父親に関する個人情報に関係機関に共有することの同意を取得した。
- ケース会議では、担任やスクールソーシャルワーカーが把握した情報を参考にしながら、各機関・部署での支援計画を検討した。

### 支援の実施

- BさんやBさんの父親に対して、各機関・部署が支援を実施

### 見守り・モニタリング

- Bさんは進学に向けての準備をすすめ、高校の進路指導担当教員がフォロー。担任も日々の様子を見守っている。

### 《ポイント》

- Bさんは、はじめは支援につながることを望んでいなかったが、高校の担任の紹介で参加したオンラインサロンで同じような境遇の仲間に出会い、支援の必要性を感じ、希望するようになった。
- Bさんが支援につながったことをきっかけに、家族も支援やサービスにつながる事ができた。

## 4-4 参考文献等

### 厚生労働省

- ・令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究  
「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」(令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
- ・令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究  
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ)
- ・令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究  
「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」

### 子ども家庭庁

- ・こども家庭庁ホームページ ヤングケアラーについて  
[ヤングケアラーについて | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://www.cfa.go.jp/)

### 文献等

- ・濱島淑恵：子ども介護者 ヤングケアラーの現実と社会の壁，角川新書
- ・澁谷智子：ヤングケアラー ―介護を担う子ども・若者の現実，中公新書

### 他自治体

- ・埼玉県：埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック
- ・東京都：東京都ヤングケアラー支援マニュアル
- ・北海道：学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン  
～多機関連携による支援の充実に向けて～
- ・山梨県：ヤングケアラー支援ガイドライン
- ・静岡市：ヤングケアラー支援ガイドライン

富山県ヤングケアラー支援ガイドライン

令和6年3月発行

編集・発行

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

〒930-8560

富山県富山市新総曲輪 1-7

TEL 076-444-9683

E-mail [akodomokatei@pref.toyama.lg.jp](mailto:akodomokatei@pref.toyama.lg.jp)